

地域母子保健事業の向上と推進のための システムづくりに関する検討

大 嶋 成*, 坂 上 公 友*

1 母子保健の今日的なあり方に関する4つの 視点

二十一世紀に向かい、未来から今日の状況を
た場合、次の4つの問題意識をもたざるを得
ない。

(1) 二十一世紀を担う健全な子供とそれを育む 母体を保護すること

予防はもとよりのこと重要であるが、幼児か
ら思春期までを通して両親との心の行き来に満
たされ言葉において障害がなく、身心とも健全
であること。仮に身心に障害を持った子供がい
てもこれを受け容れる心の広さを持ち、また自
分が障害を持ったとしてもこれを克服して生き
ていく意志を持っているというトータル意味で
健全であること。ここで子供が健全に育つため
にも、母の個体が身心とも至福であるためにも、
母体は父体と一体の健全な家庭を営んでいるこ
とが望ましく、子供を育む物において父親の協
力が絶えず仕向けられることが理想である。

(2) これからの「健全」の意味

保健医療からみて生物学的に健全であるだけ
でなく、豊かな心・遊び心を持った子供である
こと。高度経済成長時代においては、先進国に
追いつくために真面目一途な健康体が尊ばれた
が、経済が成熟期に入る二十一世紀に向けては、

スポーツの原型としての「遊び」を身につけた、
あるいは、遊びながら健康をつくっていく、障
害をいったん持ったならば遊びつつ健康を回復
していく時代となる。これはそのまま、思春期
を豊かにし、老齢期に入ってからでも愉快的人生
を送ることに繋がっていく。遊び愉しみながら
母子 事業を実施していくことにより、生涯
を通した健康づくりの基盤が整えられることと
なる。

(3) 母子保健を支えるトータルシステムのあり 方

国による施策立案と予算措置を背景に県を通
してのいわゆる上意下達のシステムにより、施
策の方向づけが適確に、かつ省間等の調整が総
合的になされ、予算の運用も柔軟性を持っている
ことが望まれる。しかしその一方で、地域に
おける社会的・経済的な、あるいは慣習上の特
性を踏まえ、自主的・創造的な保健活動がなさ
れるならば、これを柔軟に容認するシステムも
不可欠である。殊に、激しい変化過程にある社
会環境のもとにあっては、上意下達のシステム
に加え、下から社会ニーズを吸い上げ、その自
主創造を伴った活動を、二十一世紀に向けた新
しい社会システムをつくりあげる活力として認
め推奨すべきである。

(4) 第三のウェアとしての「ヒューマンウェア」

* 財団法人日本システム開発研究所

保健医療のための施設・設備あるいは情報システム等のハードウェア、並びに、地域保健医療計画の策定あるいは地域内医療機関・教育行政等との間の連携に係るシステムづくり等のソフトウェアに加えて、これからは第三のウェア「ヒューマンウェア」の整備が求められる。例えば、関係者の間の暖かい心の通う人の輪としてのヒューマンウェアが必要である。専門医、保健婦、児童厚生員、歯科衛生士等が自由に心おきなく意志疎通し、心の通う交際ができる場が設営されることが望ましい。これを通じて、地域保健医療は横の、しかも関係者の心を繋ぐシステムが出来上がり、心の支えを基盤に日常の業務が円滑に遂行される。しかも被保健者に対する医療行為もより人間性豊かなものとなることが期待される。

2 システムづくりに係る基本

地域における保健システムの基本、その構成、そして国・県・市町村（保健所）等のなすべきことあるいは役割分担については次のように考えられる。

(1) 施策の立案と予算措置に当たる国に新しく望むべきこと

健康づくりに関与する中央関係省庁は14にもなるが、改めて母子保健対策を位置づけ、殊に、教育行政・福祉行政等との総合調整・連携のあり方を抜本的に検討すべきである。また、母子保健医療を支える科学技術の研究に当たるべきである。

(2) 県に望むべきこと

県は、地域保健医療計画を策定し、医師・大学等が一体となった保健医療を推進するため、例えば県立病院等が要となった地域内保健医療情報システムの整備に当たるべきである。その

一環として、上記1の(4)に述べたヒューマンウェアとしての関係者の地域内交流を推進する場を設けること、あるいは、地域内における自発的・創造的な保健活動を積極的に支援することなどが実験的に行われることが望ましい。

(3) 市町村（保健所）に望まれる方向

医療機関、福祉行政、教育・スポーツ行政等との柔軟で創造性に溢れた相互連携が、単に保健活動の充実を目的とするに留まらず、その道のエキスパートづくり・地域づくりにまで結びつき総合行政の一環としての保健行政の市を高めることが望まれる。例えば、児童館・公民館・幼稚園等、既存施設を有効に利用した地域ぐるみ・地域一体の保健活動の展開、障害児発見とその愛育のための関係者は言うに及ばず地域住民もひとつになった小地域活動グループ（班）の構成、レクリエーションや教育活動と一体になった遊びをなすことと心をつくることと保健医療行為とが一体となった活動の展開等である。

3 システムづくりを推進するための政策課題

母子保健事業の向上と推進のために、例えば次のような課題が施策の根幹に触れるものとして国・県・大学等によって検討されるべきである。

(1) 母子保健を位置づける総合的な国民健康づくりのための政策の体系化と諸調整

自由時間8時間時代の到来、遊びとリゾート指向等、二十一世紀に向けた社会環境の変化を踏まえ、新しい国の基としての豊かな心と体づくりのための国の基本政策は、関係する14省庁において縦割りの状態で点検されつつあるが、これら省庁の施策の間の総合的な調整がなされ国策として体系化されることが理想である。そして、その体系のなかで、母子保健の根本的な

重要性が再認識され、正しく位置づけられることが望まれる。

(2) ヒューマンウェアの場の創設

地域内の専門医、保健婦、児童厚生員、歯科衛生士、教員等からなる地域交流を推進するため、会員を募ってのクラブ創設あるいはその社団法人化に対し、財政的な資金援助等の支援策が講じられるべきである。

(3) 母子保健活動を支える人材登録制度の確立

家庭や社会に埋もれた元保健婦等、有技術保持者を臨時雇用する登録制度（人材バンク）の確立が望まれる。その人件費の公的負担、あるいは社会的身分保証、待機中の経済的援助等が検討されるべきである。

(4) 母子サイエンス国立研究機関の創設

母子保健の向上に資する先端科学技術の研究を推進するための国立の研究機関の設立、あるいは、既にある機関の充実が望まれる。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



予防はもとよりのこと重要であるが、幼児から思春期までを通して両親との心の行き来に満たされ言葉において障害がなく、身心とも健全であること。仮に身心に障害を持った子供がいてもこれを受け容れる心の広さを持ち、また自分が障害を持ったとしてもこれを克服して生きていく意志を持っているというトータル意味で健全であること。ここで子供が健全に育つためにも、母の個体が身心とも至福であるためにも、母体は父体と一体の健全な家庭を営んでいることが望ましく、子供を育む物において父親の協力が絶えず仕向けられることが理想である。